

1. 診療報酬を上げるとすれば、その適正な比率はどれだけか。

答)

救急を行う一般病院では大幅な診療報酬の引き上げが必要である。

別紙資料を参照願います。

理由)

近年の診療報酬の連続的な実質的引き下げにより、平成19年度決算ベースで、一般病院の経常利益率は0.0%であった。(資料1)

民間病院の場合、建物や医療機器類を長期借入資金で調達しており、その借入金元金償還をしなければならない。これが一般病院で事業収入の7.8%、となっている。なお、この割合は損益計算書のみでは算出できない。(資料2)

その財源は、当期利益の税引き後利益と減価償却費を加えたキャッシュフローである。仮に直近での医療機器更新等のための留保分をゼロとしたとしても金融機関への元金償還分と減価償却費との差額分を税引き後利益でねん出する必要がある。その利益が最低確保利益(事業を継続していく上で最低限必要となる金額)であり、その最低の利益を確保するために必要な診療報酬引き上げ幅が必要である。(資料3)

2. 仮に診療報酬の引き上げが、最低確保利益以下である場合、民間病院はどうなるのか。また、その結果、国民に影響が及ぶ可能性があるのか。

答)

民間の一般病院は倒産するところが、続出する。その結果、救急車の搬送受け先がなくなり、国民生活に甚大な被害が発生する。

理由)

キャッシュフローがマイナスに陥っている私的病院は、平成 20 年で 27.6% となり、短期借入や自己資本を毀損して資金繰りを行っている。(資料 4)

既に、自己資本を毀損している病院が一般病院には多く、元金の償還支払の遅れや利払いの遅れを起こしており、運転資金の新規調達に民間銀行が難を示しているため、経営に苦しんでいる私的病院が東京都で 76%、全国的にも 63% に登っている。(資料 5)

我が国の救急搬送先の 54% は民間病院であり、公立病院の 23%、公的病院の 13% を大きく上まっている。特に大都市では民間病院での搬送受け入れが 70% を超えている。仮に、このように経営危機に瀕している一般病院が、事業のうち最も収支バランスの悪い救急事業を切り捨てたり、倒産したりすると救急搬送の危機となる。(資料 6)